

地籍調査促進検討小委員会設置要綱（案）

平成19年2月23日
国土審議会土地政策分科会
企画部会決定

（設置）

1. 国土審議会土地政策分科会企画部会に地籍調査促進検討小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

（任務）

2. 小委員会は、土地政策における地籍調査の現状を検証するとともに、今後進めるべき施策の方向について調査する。

（委員長）

3. 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員の互選により選任する。

（庶務）

4. 小委員会の庶務は、国土交通省土地・水資源局国土調査課において処理する。

（雑則）

5. この要綱に定めるもののほか、小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

（附則）

この要綱は平成19年2月23日から施行する。